公有水面埋立て工事のしゅん功認可......

(港湾空港課) ...

껃띡

同

: :

껃

同

:

Ħ.

(<u>(</u> <u>(</u> <u>を</u>)

同......

道路の供用の開始..... 道路の区域の変更..... 公有水面埋立ての承認の申請の要領. 結核予防法による医療機関の指定....

告

示

目

次

右

公

告

告

示

右

出

先機 関

青森県営農大学校の学生募集.

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(医療薬務課) ...

同

:

政県

策生

同......

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

型式の検定適合遊技機......

(生活保安課) ...

第二千三百三十五号

平成十六年(金曜日)

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの

Ć 結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の六第一項の規定に

より告示する。 平成十六年六月四日

ク長島皮フ科クリニッ アイン薬局鯵ケ沢店 名 称 青森市金沢四丁目一六の二七 の三三
西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字下富田四 所 在 地 平成云: 指定年月日 11 六

青森県告示第四百十九号

て準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。 十六年五月二十七日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項におい なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第四十二条第一項の規定により、 平内町役場に備え 平成

平成十六年六月四日

置いて縦覧に供する。

(営農大学校) ...

L

申請者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1 申請者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一の三

国 (国土交通省)

2 代表者の住所及び氏名

青森市中央三丁目二〇の三八

青森県告示第四百十八号

結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、

青森県知事

Ξ

村

申

吾

2 3 2 番図 号面 埋立てに関する工事の施行区域 埋立区域 面 点を直線で結んだ線により囲まれた区域 区域 区域 面積 の地点 次の 東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二、三及び二に隣接する国有地地先公 の地点 東津軽郡平内町大字西平内ニニ 東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二及び二に隣接する国有地地先公有水 青森河川国道事務所長 六九五・ 種道 の地点から 路 分二一二・六二メートルの地点 類の の地点から九七度一 の地点から一三 度 の地点から二二 度一 の地点から一三 度一 の地点から四 の地点から一三〇度一 の地点から四二度三 分七・八七メートルの地点 の地点から三 の地点から二九五度 の地点から二八六度一八分九・五七メートルの地点 の地点から二七六度二二分四・五一メートルの地点 度五四分一 平方メートル 路 の地点までを順次に直線で結んだ線及び 線 名 富岡 秒、東経一四 度一 度○一分九・二二メートルの地点 誠司 分二七・三 メートルの地点 分三・二七メートルの地点 分九・四二メートルの地点 分二 分一二・六八メートルの地点 分二 ・七四メートルの地点 分二・三九メートルの地点 変 林班に設置された四等三角点 (北緯 度五一分五 秒) から二八七度五 更 メートルの地点 **ത** の地点と \boxtimes の地 間 兀 路課において一般の縦覧に供する。 道路の区域を変更したので、 青森県告示第四百二十号 3 平成十六年六月四日 漁業関連施設 埋立地の用途 ゥの地点 イの地点 アの地点 前変 後更 別の 面積 一の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 その関係図面は、 分二 六・九四メートルの地点 の地点から三 敷 地 の

点を直線で結んだ線により囲まれた区域 次のァの地点からェの地点までを順次に直線で結んだ線及びェの地点とァの地

東津軽郡平内町大字西平内二二 度五四分一 秋 東経一四 林班に設置された四等三角点 度五一分五 秒) から二八八度一

アの地点から二七六度二二分五・ハーメートルの地点 の地点から二七六度二二分四・五一メートルの地点 の地点から二八六度一八分九・五七メートルの地点

の地点から二九五度 分一二・六八メートルの地点

度 一分九・二二メートルの地点

の地点から四二度二九分六・四八メートルの地点 の地点から四二度三 分七・八七メートルの地点

ィの地点から三九度四六分三九・八 メートルの地点

ゥの地点から一三 度 七分三八・二四メートルの地点

八六 ・五九平方メートル

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

告示の日から平成十六年七月三日まで青森県県土整備部道

青森県知事

Ξ

村

申

吾

幅

員

敷 地 の 延 툱

備考

5				4					3			2		1	
県				県					県			県		Ξ	
道 				道 線持					道 線松			道 ——— 営		道 ————————————————————————————————————	
石川百田線				線持子					線 松野木 姥 萢			常海橋銀線		- - - -) - 를
弘前市大字壮手町一三三の一まで弘前市大字松森町三八の七から	北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田八九の三まで北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田八九の三まで	比聿経郭反卯订大字夕頼関字卯田九つの一から		北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九〇の一まで北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一六五の二から		北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一六五の二まで	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅一五の一から		五所川原市大字松野木字松本二三八まで五所川原市大字松野木字花笠九五の二三から		北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋二四八まで北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三二四から	北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋三四の一五まで	北津軽郡板柳町大字常海橋字平塚一二七の四から	五所川原市大字姥萢字船橋一九二の一まで	五所川原市大字姥萢字船橋一八五の九から
後前	後	前	後	後	前	後	前	後	後	前	後	後	前	後	前
□二・五○メートルまで□二・三○メートルまで	・ 五〇メートルまります。	・ 石〇メートルか	三〇・〇〇メートルまで一六・〇〇メートルから	二五・〇〇メートルまで六・五〇メートルから	二五・〇〇メートルまで六・五〇メートルから	二五・〇〇メートルまで一一・五〇メートルから	一七・〇〇メートルまで	三三・〇〇メートルまで	一九・五〇メートルまで五・〇〇メートルから	一九・五〇メートルまで五・〇〇メートルから	三〇・〇〇メートルまで	一七・〇〇メートルまで五・〇〇メートルから	一七・〇〇メートルまで	二一・〇〇メートルまで	一九・九〇メートルまで七・〇〇メートルから
六〇〇・一〇メートル	· 00 ×-	一六六・〇〇メートル	二九七・〇〇メートル	三・00メートル	三一・〇〇メートル	二九八・〇〇メートル	二九八・〇〇メートル	、 回〇・〇〇メートル	一、二六三・七〇メートル	一、二六三・七〇メートル	1、01七・00メートル	六〇二・〇〇メートル	六〇二・〇〇メートル	六四六・五〇メートル	六四六・五〇メートル

青森県告示第四百二十一号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 同項の規定により公示する。 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月三日まで青森県県土整備部道

平成十六年六月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

一国 ○道 一 号	路線
	名
五所川原市大字姥萢字船橋一九二の一まで五所川原市大字姥萢字船橋一八五の九から	供用開始の区間
平成一个一个四	の 期 日始
	一号 五所川原市大字姥萢字船橋一九二の一まで 平成一六・六五所川原市大字姥萢字船橋一八五の九から

青森県告示第四百二十二号

ので、同条第二項の規定により告示する り、平成十六年五月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をした 年八月二十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定によ 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、 平成十一

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成十六年六月四日

小湊港港湾管理者 青

代表者 青森県知事 \equiv 村 申 吾

1 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森県

2 代表者の住所及び氏名 青森市長島一丁目一の一

埋立区域

青森県知事

三村

申吾

び五四四番の地先公有水面 東津軽郡平内町大字浜子字家の下五四八番、五四六番、三七四番、五三八番及

周で を結んだ線により囲まれた地域 南側の円弧、 地点を円心とする半径一二一・四六メートルの円周での地点との地点を結ぶ 点を結ぶ北側の円弧、 メートルの地点を円心とする半径二八・五五メートルの円周で の地点と 五一・四六メートルの地点を円心とする半径五一・四六メートルの円周で 四二秒五九一・四六メートルの地点を円心とする半径五九一・四六メートルの円 ルの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 ○度四八分五四秒六七・四六メートルの地点を円心とする半径六七・四六メート 次の地点のうち、 の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点と の地点から②の地点までを順次結んだ線及び の地点と②の地点 の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から の地点から一三度三五分四一秒一二一・四六メートルの の地点までを順次結んだ線、 の地点から一二六度三六分二二秒二八・五五 の地点から三二八度三二分一三秒 の地点から三三八度五九分 の地点から の地

東津軽郡平内町大字浜子字堀替二五一番地内の国土地理院浜子三等三 七七) から二八一度一六分一六秒二八二・八八メートルの地点 角点 (北緯四〇度五五分五六秒七五二、東経一四一度〇〇分〇八秒五

の地点 の地点 の地点 の地点から八九度五四分二二秒四八・一五メートルの地点 の地点から七三度三〇分〇七秒二・二四メートルの地点 の地点から三四三度三〇分〇二秒四二・四四メートルの地点

の地点 の地点 の地点から四七度三四分一七秒一九・五八メートルの地点 の地点から六三度四五分五九秒一〇七・八〇メートルの地点

の地点 の地点から七〇度〇五分五八秒三一・五一メートルの地点

の地点 の地点 の地点から一〇二度三〇分〇四秒二・二四メートルの地点 の地点から八一 |度〇八分三五秒八八・八四メートルの地点

の地点から一九二度三〇分〇〇秒四六・五四メートルの地点

の地点

②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 26の地点 ②の地点 面積 の地点 ○○の地点から二三九度四七分二六秒九・ハーメートルの地点 ⑩の地点から二四三度三○分二○秒二六・八二メートルの地点 ②の地点から ◎の地点から二四二度五四分四五秒二○・四一メートルの地点 ◎の地点から二四二度二三分五五秒二○・三三メートルの地点 ②の地点から二四三度一八分四五秒二〇・二九メートルの地点 の地点から二四四度一三分三〇秒二〇・三四メートルの地点 の地点から二四六度二八分四〇秒二〇・五六メートルの地点 の地点から二五六度一五分三九秒二九・五一メートルの地点 の地点から二五六度四六分一五秒五・五一メートルの地点 の地点から二五九度〇三分〇八秒八・三五メートルの地点 の地点から二六二度三七分五九秒 の地点から二六一度〇八分三一秒八・六四メートルの地点 の地点から二七〇度二五分四二秒一〇・〇三メートルの地点 の地点から二七七度五七分三八秒一三・三四メートルの地点 の地点から二七七度〇八分一一秒一七・三七メートルの地点 の地点から二八二度二九分四九秒七・九九メートルの地点 |四三度〇〇分五七秒||二・五三メートルの地点 一四・六九メートルの地点

2

区域

青森県告示第四百二十三号

3

七、二三八・一五平方メートル

年八月二十日免許した公有水面の埋立てについて、 り、平成十六年五月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をした 公有水面埋立法 同条第二項の規定により告示する。 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、 同法第二十二条第一項の規定によ 平成十一

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。 なお、 免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成十六年六月四日

小湊港港湾管理者 青森県知事 Ξ 青 村 森 申 吾

3

面積 の地点

の地点から一七二度三〇分〇〇秒一一・七一メートルの地点

代表者

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

1

青森県

代表者の住所及び氏名

2

二 埋立区域 東津軽郡平内町大字浜子字家の下三五番七及び三五番二六の地先公有水面 青森県知事 青森市長島 三村 丁目一の 申吾

おける公有水面と第二浜子防潮堤との境界線により囲まれた区域 を結ぶ平成九年九月の秋分の満潮位 (C・D・Lプラス○・四九一メートル) に 次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び 東津軽郡平内町大字浜子字堀替二五一番地内の国土地理院浜子三等三 七七) から二六五度二四分三四秒五六二・九二メートルの地点 角点 (北緯四〇度五五分五六秒七五二、東経一四一度〇〇分〇八秒五 の地点と の地点

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から三四三度三〇分〇一秒九六・六〇メートルの地点 の地点から一六三度三〇分〇一秒 の地点から の地点から七三度三〇分〇一秒二〇・九四メートルの地点 の地点から一六三度三〇分〇一秒三・一〇メートルの地点 の地点から七三度三〇分〇一秒八・〇三メートルの地点 の地点から一六三度三〇分〇一秒一・〇三メートルの地点 の地点から七三度三〇分〇一秒一五・五五メートルの地点 の地点から三四三度三〇分〇一秒三七・四四メートルの地 の地点から二五三度三〇分〇一秒二・九一メートルの地点 一六三度三〇分〇一秒一〇四・六六メー トルの地点 一六三度三〇分〇一秒〇・四〇メートルの地点 |五三度三〇分〇一秒三・一〇メートルの地点 二度三〇分〇一秒三・一〇メートルの地点 一八・〇〇メートルの地点

四 〇九〇・九一平方メートル

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十六年六月四日

青森県知事

申請のあった年月日 平成十六年五月二十日

報

申請に係る特定非営利活動法人の名称

県

森

特定非営利活動法人大間町観光最北端協同組合

代表者の氏名

興村 俊彦

青

主たる事務所の所在地

兀

下北郡大間町大字奥戸字向町五四

定款に記載された目的

五

承及び自然環境の保全を図る事業を行い、もって観光の振興と地域文化の振興に寄 この法人は、大間町及び周辺町村民に対し、大間町の観光の発展、 地域文化の伝

与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年六月四日

Ξ 村 申 吾

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

平成十六年二月十三日

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十六年六月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等業務委託一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

物品等の名称及び数量

青森県立中央病院重油 (JIS一種) 二 号) 供給単価契約一式

青森県知事

Ξ

村

申

吾

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

_

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

Ξ 契約の方法

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成十六年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

青森市橋本一丁目六の三 株式会社東北タンク商会

契約金額

六 リットル 三十円九十七銭五厘

方としたものである。

入札の公告を行った日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(7) 平成16年6月4日 金曜日

> 青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院管理調達課

Ξ 契約の方法

般競争入札

兀 五 契約の相手方の名称及び住所 平成十六年四月一日 契約の相手方を決定した日

青森市岡造道二丁目一七の四 株式会社エイエスワイ

契約金額

六

七 契約の相手方を決定した手続

億四千三百七十四万五千円

方としたものである。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

入札の公告を行った日 平成十六年二月十三日

出 先 機

青森県営農大学校告示第二号

ない場合のみ実施することとする。 平成十七年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校 ただし、二次募集試験は一次募集試験 (推薦選考を含む。) の合格者が定員に満た (昭和五十五年三月青森県規則第二十号) 第七条第三項の規定により公示する。

平成十六年六月四日

青森県営農大学校長

米

田

豊

五

受験手続

二か年 修業年限

関

三 受験資格等

果 畑作園芸課程 樹 産 課 課 課 程 程 程 七十名 (男女を問わない。 定 員

二 募集人員

を得た者 推薦選考は、2の○及び次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦

学校成績の評定平均値が三・五以上の者 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強固で健康な

2 一次及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者

第二十六号) による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十七 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法 (昭和二十二年法律

前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

年三月三十一日までに卒業する見込みの者

試験等の実施期日、場所及び試験科目

兀

試別以事集	試 験 募 集	推薦選考	試験等
(金) 午前九時十分	(月) 午前九時十分平成十七年二月七日	(金)午前十一時平成十六年十二月三日	試験の期日等
"	"	青森県営農大学校 四八の八 四八の八 二五九	試験の場所等
"	論文]、面接数学、生物、小筆記試験[現代文、	書等の関係書類小論文、面接、調査	試験科目等

試験等 一

発表の期日

試験 試験 推薦選考 二次募集 一次募集 試験等 二 受験票 (本校所定のも て出身学校長の推薦書 (第 (第四項を除く。) に加え ||号様式 る書類 次募集試験の提出書類 別に定める志願者調査書 の者にあっては、知事が 年三月に卒業する見込み 卒業した者及び平成十七 学校又は中等教育学校を 写真貼付 ロ 最終出身学校の成績 者にあっては、次に掲げ の、写真貼付) 証明書 平成十六年三月に高等 前項に規定する以外の 入校願書 証明書又は卒業見込証 最終出身学校の卒業 健康診断書 提出書類 (第一号様式) ら同月十九日 月九日 (火) か 平成十七年一月 四日 (火) から 平成十六年十一 平成十七年二月 同月二十五日 ら同月二十五日 十八日 (金) か (火) まで (金) まで 金) まで 受付期間 // 上北郡七戸町字大沢 青森県営農大学校 四八の八 (〒〇三九 二五九 提出先

二次募集試験	一次募集試験	推薦選考
平成十七年三月八日 (火)	平成十七年二月十五日(火)	平成十六年十二月十三日 (月)

その他

七

- できる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)。理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することが青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代
- 開示する個人情報は、科目別得点及び総合得点とする。
- 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- 開示場所は、青森県営農大学校会議室とする。
- 六 六二 三一一一番) に問い合わせること。 2 この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務課 (電話〇一七

安委員会

公

青森県公安委員会告示第三十三号

平成十六年六月四日

青森県公安委員会委員長 櫛

引

利

貞

遊技機の種類

型

式

名 製造業者又は輸入業者名

CRにゃんにゃん楽園M8Z

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行